

# 消防団員福祉共済制度事務取扱要領

# 消防団員福祉共済制度取扱要領

## 第1節 掛金が公費負担による加入

### 第1 取扱要領の読み替え

この事務取扱要領のうち、必要に応じ「消防団（消防団に準ずる組織を有する団体で日本消防協会が特に認めたものを含む。）」とあるのは「消防本部（署）又は日本消防協会が認めた団体」と、「消防団員」とあるのは「消防職員又は日本消防協会が認めた団体」と、「入、退団」とあるのは「就、退団」と読み替えるものとする。

### 第2 加入の手続き

#### 1 加入者名簿等の省略

- (1) 消防団員全員加入で、しかも掛金が公費若しくは公費に準ずる方法で負担されている場合は、消防団員福祉共済制度加入者名簿（以下「加入者名簿省略協定書」という。）による加入又は脱退として、消防団員福祉共済制度加入申込書（以下「加入申込書」という。）又は消防団員福祉共済制度脱退通知書（以下「脱退通知書」という。）を省略する。
- (2) 掛金が公費に準ずるものとは、この制度の事務が市町村、消防本部（署）の係員又は日本消防協会が認めた団体の職員によって扱われ、かつ、掛金の全部又は一部が消防団員個人の負担でない場合をいう。団員報酬、出動手当など、又は、消防後援会、町会などの拠金によめものは公費とみなす。

#### 2 加入人員の固定

加入者名簿省略協定書により加入した消防団の加入人員については、当初加入人員をもって当該年度中固定する。したがって、当初加入した人員の範囲内での脱退、補充加入はもとより、死亡又は重度障害の状態による脱退の場合でも掛金を要さず加入できる。

ただし、当初加入時より人員が増加した場合は、追加加入分の加入者名簿省略協定書を提出し、掛金を納入する。

#### 3 市町村消防団

- (1) 加入を希望する消防団は、加入者名簿省略協定書（様式1）を3部作成し、下段の市町村（日本消防協会が認めた団体を含む。）欄に公印を捺印し、1部を消防団事務担当者の控えとし、他の2部を毎月15日までに都道府県消防協会あて提出する。

なお、加入後、消防団員の退団は即本制度の脱退、入団は即加入となるので、脱退、補充について当該年度中届出は一切不要である。

- (2) 加入登録番号のうち都道府県番号は、別表Ⅲにより、市町村番号は都道府県消防協会

に照会のうえ、記入する。

(3) 即加入の消防団の場合は、加入者の個人番号は、不要となる。

(4) 控えの加入者名簿省略協定書は、この制度の加入者台帳の代わりになるものであるから市町村備え付けの消防団員名簿と併せ、当該年度中、保管する。

#### 4 都道府県消防協会

(1) 加入者名簿省略協定書を市町村消防団に送付する場合は、下段の都道府県消防協会欄に捺印し三部まとめて送付する。

(2) 市町村消防団から加入者名簿省略協定書を2部受理したときは、記載事項を確認のうえ、1部を控えとして残し、他の1部を毎月20日までに日本消防協会あて提出する。

(3) 控えの加入者名簿省略協定書は、その後の台帳の代わりとなるものであるから、登録番号順に綴り保管する。

(4) 市町村の登録番号は、その後の書類に必ず付番する必要があるので、該当の都道府県及び市町村の登録番号を確認する。

### 第3 掛金の払込手続

#### 1 市町村消防団

(1) 消防団員福祉共済制度掛金請求書（以下「掛金請求書」という。）（様式4）によるか、又は加入者名簿省略協定書により掛金額を算出のうえ、消防団員福祉共済制度掛金送金通知書（以下「掛金送金通知書」という。）（様式5）を3部作成し、必要事項を記入して、1部を消防団事務担当者の控えとして残し、他の2部を毎月15日までに都道府県消防協会あて提出する。

(2) 同時に、掛金送金通知書に記載の金額を、都道府県消防協会へ送金する。

#### 2 都道府県消防協会

(1) 市町村消防団から受理した掛金送金通知書により、加入順に消防団員福祉共済制度都道府県集計通知書（以下「都道府県集計通知書」という。）（様式6）を1部作成し、掛金送金通知書を1部添付のうえ毎月20日までに日本消防協会へ送金する。

(2) 同時に、掛金送金通知書記載金額を、日本消防協会指定の口座（りそな銀行東京公務部・日本消防協会普通預金口座宛）へ振り込むこと。

### 第4 脱退と補充加入の手続

1 第2の3の(1)の後段に記載したとおり、消防団退団即この制度の脱退とし、入団即加入として取扱い、必要あるときは、市町村備え付けの消防団員名簿によって確認することとし、当該年度間届出など一切不要である。

- 2 第2の2に記載のとおり、当該加入人員をもって当該年度中固定するので、その人員の範囲内での加入は、たとえ死亡し、又は重度障害の状態による脱退の場合であっても掛金は不要である。

## 第5 共済金の請求と支払いの手続

### 1 市町村消防団の手続

共済金受給事由が発生したときは、その都度、消防団員福祉共済金支払請求書兼領収書(以下「共済金支払請求書兼領収書」という。)(様式8)を3部(1部原本2部複写)作成し、必要事項を記入、捺印のうえ、複写の1部を控えとして残し、2部を所定の添付書類1部(下記参照)とともに、都道府県消防協会へ提出する。

### 2 都道府県消防協会の手続

市町村消防団から上記の書類を受領したときは、書類を検査し、共済金支払請求書兼領収書の1部を控えとして残し、1部を添付書類一式とともに日本消防協会へ提出する。

### 3 共済金支払請求書兼領収書の記載事項

#### (1) 遺族援護金若しくは生活援護金又は弔慰金若しくは重度障害見舞金の請求の場合

ア 消防団員証明書

イ 事故状況書(事故「規約第23条」により死亡又は重度障害の状態の場合)

ウ 公務により死亡し、又は重度障害の状態の場合には、市町村長又は日本消防協会が認めた団体の長の公務(業務)による死亡又は重度障害の状態の証明書を添付する。

エ 死亡診断書又は重度障害診断書

オ 受取人が配偶者以外の場合は、本人との関係がわかる受取人を主体とした戸籍謄本1通を添付する。

#### (2) 障害見舞金請求の場合

ア 消防団員証明書

イ 事故状況書(事故「規約第23条」により障害を受けた場合)

ウ 障害診断書(兼入院証明書)

特に切断の場合は、障害部位及び状態を示す医師の診断書とする。

#### (3) 入院見舞金請求の場合

ア 消防団員証明書

イ 事故状況書(事故「規約第23条」により障害を受けた場合)

ウ 入院証明書

#### (4) 共済金の支払

日本消防協会から都道府県消防協会を経由のうえ、銀行送金する。したがって加入した

市町村消防団は、取引銀行口座を予め都道府県消防協会へ届けておくこととする。

#### 4 共済金を支払わない場合

交通事故が原因による請求で、本人の重大な過失（飲酒運転、無免許、暴走行為等）による事故については、共済金を支払わない場合がある。

### 第6 返戻金、事務費等の支払

日本消防協会からと沿う府県消防協会を経由のうえ、銀行送金する。

なお、消防団員福祉共済制度事務費は、別表Ⅳのとおり。

### 第7 更新の手続

#### 1 市町村消防団

(1) 毎年4月1日が更新日となるため、その前に日本消防協会から更新の案内をするので、加入者名簿省略協定書（様式1）及び掛金送金通知書（様式5）を作成する。

(2) 書類の発送日、掛金の送金日は、第2の3の(1)（加入の手続）、第3の1（掛金の払込手続）と同様である。

#### 2 都道府県消防協会

第2の4の(1)（加入の手続）、第3の2（掛金の払込手続）と同様である。

### 第8 事務取扱の所属とその変更手続

#### 1 市町村消防団

(1) 各様式の事務取扱所属名欄に、この制度の事務を取扱う市町村の所属機関名を記入する。

例えば ○○町役場総務課消防係

○○消防本部消防団係

(2) 市町村消防団の事務取扱所属機関が変更になった場合には、その都度消防団員福祉共済制度事務取扱所属変更届（以下「事務取扱所属変更届」という。）（様式9）を3部作成し、必要事項を記入し、1部を控えとして残し、2部を都道府県消防協会へ提出する。

#### 2 都道府県消防協会

(1) 市町村消防団から上記の書類を受理したときは、1部を控えとして残し、1部を日本消防協会へ提出する。

(2) 控えの事務取扱所属変更届は、当該市町村の加入者名簿省略協定書とともに保管する。

## 第2節 掛金が個人負担による加入

### 第1 取扱要領の読み替え

第1節 掛金が公費負担による加入の場合に準ずる。

### 第2 加入の手続

#### 1 市町村消防団

(1) 加入を希望する消防団は、加入申込書（様式2）を3部作成し、下段の市町村（日本消防協会が認めた団体を含む。）欄に公印を捺印し、1部を消防団事務担当者の控えとし、他の2部を毎月15日までに都道府県消防協会あて提出する。

なお、2口加入はできない。

(2) 加入者番号は、001番から通し番号をつける。その後の追加加入者や一度脱退し再加入した者の番号は、既加入者の最終番号の続き番号とする。

(3) 控えの加入申込書は、その後の加入者台帳になるものであり、大切に保存する。

(4) 加入登録番号のうち、都道府県番号は別表Ⅲにより、市町村番号は都道府県消防協会に照会のうえ、記入する。

#### 2 都道府県消防協会

(1) 市町村消防団から、加入申込書を2部受理したときは、記載事項を確認のうえ、加入申込書下段の都道府県消防協会欄に受付年月日を記入して、1部を控えとし、他の1部を毎月20日までに日本消防協会あて提出する。

(2) 各様式の加入登録番号欄の都道府県の番号は、あらかじめ定められている所定の番号を記入し、市町村の番号は、加入申込書の受付順に「001」番から記入し、一度脱退し再加入の場合は、既加入市町村の最終番号の続き番号をつけるものとする。

(3) 加入年月日欄は、〇月1日とする。

(4) 控えの加入申込書は、その後の台帳となるものであり、市町村番号順に区分して保存する。

(5) 市町村の登録番号は、その後の書類に必ず付番する必要があるため、該当の都道府県及び市町村の登録番号を確認する。

(6) 市町村から受理した加入申込書に基づき掛金請求書（様式4）を2部作成のうえ、1部を控えに残し、他の1部を加入市町村に送付する。

### 第3 掛金の払込手続

#### 1 市町村消防団

(1) 掛金請求書によるか、又は加入申込書により加入人員を集計し、掛金額を算出のうえ、掛金送金通知書（様式5）を3部作成し、必要事項を記入して、1部を消防団事務担当者の控えとして残し、他の2部を毎月15日までに都道府県消防協会あて提出する。

(2) 同時に掛金送金通知書に記載の金額を、都道府県消防協会へ送金する。

## 2 都道府県消防協会

(1) 市町村消防協会から受理した掛金送金通知書により、加入番号順に都道府県集計通知書（様式6）を1部作成し、掛金送金通知書を1部添付のうえ、毎月20日までに日本消防協会へ送付する。

同時に、掛金送金通知書に記載の金額を、日本消防協会指定の口座（りそな銀行東京公務部・日本消防協会普通預金口座宛）へ振込む。

## 第4 脱退の手続

### 1 市町村消防団

(1) 本制度の加入者が脱退した場合は、共済金の有無にかかわらず、一括して、脱退通知書（様式3）を3部作成し、必要事項を記入し、1部を消防団事務担当者の控えとして残し、他の2部を3月15日までに都道府県消防協会あて送付する。

(2) 脱退通知書は、前年の4月から、当年の3月までの1年分をまとめて提出する。

(3) 脱退者の加入者番号は永久欠番とする。

(4) 脱退通知書の控えを基に、加入申込書の該当者を朱線で抹消し、備考欄に脱退年月日を記入する。

### 2 都道府県消防協会

(1) 市町村消防団から、脱退通知書を2部受理したときは、記載事項を確認のうえ、通知書下段の都道府県消防協会欄に受付年月日を記入し、捺印し、1部を控えとして残し、他の1部を3月20日までに日本消防協会あて送付する。

(2) 脱退通知書の控えを基に、加入申込書の該当者を朱線で抹消し、備考欄に脱退年月日を記入する。

(3) 脱退通知書の控えは、各市町村別にファイルする。

## 第5 補充加入の手続

### 1 市町村消防団

(1) 保障期間途中で加入者が退職したとき、当該退職者の後任として入団した者が、その者に代わって補充加入する場合は、加入申込書（様式2）及び脱退通知書（様式3）をそれぞれ3部作成し、1部を控えとし、他の2部を1週間以内に都道府県消防協会に提出す

る。なお、加入申込書の備考欄には「補充加入」と記載する。

(2) 補充加入者の番号は、既加入者の最終番号の続き番号をつけるものとし、かつ、加入申込書の備考欄には必ず入団日を記入する。

## 2 都道府県消防協会

第2の2の①（加入手続）の場合と同様である。

## 第6 共済金の請求と支払いの手続

### 1 市町村消防団の手続

共済金受給理由が発生したときは、その都度共済金支払請求書兼領収書（様式8）を3部（1部原本2部複写）作成し、必要事項を記入、捺印のうえ、複写の1部を控えとして残し、他の2部を所定の添付書類1部（下記3参照）とともに、都道府県消防協会へ提出する。

### 2 都道府県消防協会の手続

市町村消防団から上記の書類を受理したときは、書類を検査し、請求書の複写1部を控えとして残し、原本1部を添付書類一式とともに日本消防協会へ提出する。

### 3 共済金支払請求書兼領収書の記載事項

(1) 遺族援護金若しくは生活援護金又は弔慰金若しくは重度障害見舞金の請求の場合

第1節第5共済金の請求と支払いの手続3(1)の場合と同様である。

(2) 障害見舞金請求の場合

第1節第5共済金の請求と支払いの手続3(2)の場合と同様である。

(3) 入院見舞金の請求

第1節第5共済金の請求と支払いの手続3(3)の場合と同様である。

(4) 共済金の支払

第1節第5共済金の請求と支払いの手続3(4)の場合と同様である。

(5) 共済金を支払わない場合

第1節第5共済金の請求と支払いの手続4の場合と同様である。

## 第7 返戻金、事務費等の支払

日本消防協会から都道府県消防協会を経由のうえ、銀行送金する。

なお、消防団員福祉共済制度事務費は別表Ⅳのとおり。

## 第8 更新の手続

### 1 市町村消防団

(1) 毎年4月1日が更新日となるので、その前に日本消防協会から更新の案内をするが、

このときは、改めて加入申込書を作成せず、掛金送金通知書のみでよい。

(2) 新規加入又は脱退者のあるときは、加入申込書又は脱退通知書をそれぞれの手続に従って作成、添付する。

(3) 書類の発送日、掛金の送金日等は第2（加入の手続）第3（掛金の払込手続）と同様である。

## 2 都道府県消防協会

第2（加入の手続）、第3（掛金の払込手続）と同様である。

## 第9 事務取扱の所属とその手続

### 1 市町村消防団

(1) 各様式の事務取扱所属名欄に、この制度の事務を取扱う市町村の所属機関名を記入する。

例えば ○○町役場総務課消防係

○○消防本部消防団係

(2) 市町村消防団の事務取扱所属機関が変更になった場合には、その都度事務取扱所属変更届（様式9）を3部作成し、必要事項を記入し、1部を控えとして残し、2部を都道府県消防協会へ提出する。

### 2 都道府県消防協会

(1) 市町村消防団から上記の書類を受領したときは、1部を控えとして残し、1部を日本消防協会へ提出する。

(2) 控えの変更届は、該当の市町村の加入申込書の綴りにファイルする。

### 第3節 福祉増進事業

#### 第1 消防団員福祉共済制度規約第26条に規定する福祉増進事業の実施主体と実施事業

- 1 日本消防協会が行うことができる事業  
消防団員福祉共済制度規約（以下「規約」という。）第26条第1項各号に定めるものとする。
- 2 都道府県消防協会が行うことができ、それに対して日本消防協会が助成する事業  
規約第26条第1項第1号、第3号及び第4号に定めるものとする。

#### 第2 福祉増進事業実施要綱

日本消防協会は、第1の2の事業の内容及びこれに要する経費額など必要な事項について、福祉委員会で協議し会長の決定を経て、毎年4月1日付で消防団員福祉共済制度福祉増進事業実施要綱（以下「要綱」という。）として定め、2月末日までに都道府県消防協会に通知するものとする。

#### 第3 福祉増進事業に必要な手続等

- 1 助成金交付申請及び交付決定
  - (1) 都道府県消防協会は、4月1日付で定める要綱に記載のある事業内容を選択し、要綱の配分額に基づき、様式13の助成金交付申請書を8月末日までに日本消防協会に提出するものとする。
  - (2) 日本消防協会は、(1)の交付申請について審査し、すみやかに様式14の交付決定通知書を出すものとする。
  - (3) 都道府県消防協会は、(1)の交付申請の内容を変更しようとするときは、様式15の交付申請変更届を提出しなければならないものとし、変更届提出後の日本消防協会の手続きについては、(2)の例によるものとする。
  - (4) 規約第26条第1項第1号の事業の申請額について、申請額の2割を上限として事務経費に充てることができるものとする。
- 2 助成金交付
  - (1) 日本消防協会は、1の(2)の交付決定通知後、助成金を交付するものとする。  
なお、本事業の目的に反する行為があった場合は、当該助成金は日本消防協会に返納するものとする。

(2) 助成金を受理した都道府県消防協会は、速やかに様式16による受領書を、日本消防協会に提出しなければならない。

### 3 完了報告

都道府県消防協会は福祉増進事業が完了したときは、速やかに様式17の完了報告書を、日本消防協会へ提出しなければならない。

### 4 事業進捗状況の調査

日本消防協会は、各都道府県消防協会が実施する事業の進捗状況を調査することができるものとする。

#### 附則

改正後の要領は、平成12年7月1日から施行する。

#### 附則

改正後の要領は、平成14年7月1日から施行する。

#### 附則

改正後の要領は、平成19年4月1日から施行する。

別表 都道府県登録番号

01	北海道	13	東京都	25	滋賀	37	香川
02	青森	14	神奈川県	26	京都	38	愛媛
03	岩手	15	新潟	27	大阪	39	高知
04	宮城	16	富山	28	兵庫	40	福岡
05	秋田	17	石川	29	奈良	41	佐賀
06	山形	18	福井	30	和歌山	42	長崎
07	福島	19	山梨	31	鳥取	43	熊本
08	茨城	20	長野	32	島根	44	大分
09	栃木	21	岐阜	33	岡山	45	宮崎
10	群馬	22	静岡	34	広島	46	鹿児島
11	埼玉	23	愛知	35	山口	47	沖縄
12	千葉	24	三重	36	徳島	48	日本消防協会

別表 消防団員福祉共済制度事務費

加入1口当たり（消費税込み）	
加入消防団事務費（円）	協会事務費（円）
50	170